

(意見書案第5号)

私立専修学校等における専門的職業人材の育成機能の強化等を求める意見書

私立専修学校各種学校（以下、「私立専修学校等」という。）は、時代に伴い変化する産業や地域社会の要請に応え、職業に必要な知識・技術・技能に関する実践的な教育を行い、即戦力となる専門的な職業人の育成に努め、地域の産業・経済の発展や文化の振興等に貢献している。

特に、職業観や勤労観が未成熟で自分のつきたい職業を見出せない者が少なくなく、就職後に短期間で離職する問題が顕在化している社会にあつて、私立専修学校等は職業資格者を養成する教育機関として重要な役割を果たしているほか、成長分野における人材育成のためのシステム構築や職業体験講座の提供など、国や北海道が行うキャリア教育の補完的な役割も果たしている。

このような中、平成27年6月30日、「経済財政運営と改革の基本方針2015」、「『日本再興戦略』改訂2015」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」が閣議決定され、専修学校と産業界が連携した教育体制の構築や、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が明記され、産学協同教育プログラム構築に向けたガイドラインの作成や、平成31年度の新たな高等教育機関の開学に向けた具体的な制度設計などが本格的に開始されたところである。

よって、国においては、地方創生の観点から、地域産業を担う専門的職業人材を育成するための教育がさらに重要性を増していることや、私立専修学校等が学校教育法第1条に規定されていないため、大学等と比較し、さまざまな格差が生じている現状等を踏まえ、下記の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 私立専修学校等における実践的な職業教育の質を保証するとともに向上を図り、多様な社会的要請に応えていくため、平成26年4月から開始された「職業実践専門課程」認定制度を着実に推進するとともに、「実践的な職業教育に特化した新たな高等教育機関」の具体的な制度設計について、本年年央までに中央教育審議会において結論を得た上で、確実に本年中に所要の制度上の措置を講ずること。
- 2 意欲と能力のある専修学校の学生が、経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、経済的な困窮者を対象とした授業料減免措置の恒久的な支援策を講ずるとともに、「実践的な職業教育に特化した新たな高等教育機関」の制度化に当たっては、公的助成、奨学金制度等について既存の大学等との整合性を図ること。
- 3 少子化や深刻な経済・雇用情勢等により、私立専修学校等を取り巻く環境はますます厳しさを増していることから、経営基盤安定のための新たな財政支援措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

釧路市議会

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣

} 宛